



「教育無償化」論議の経緯と特徴(4) : 2020年第201回の国会審議から

渡部, 昭男

(Citation)

高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

(Issue Date)

2021-01-14

(Resource Type)

research report

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012500>



「教育無償化」論議の経緯と特徴(4) —2020 年第 201 回の国会審議から—

渡部 昭男*

要 旨

「教育無償化」論議の経緯と特徴について、これまで 2016 年第 190 回～2019 年第 200 回の国会審議を追ってきた。第 4 報となる本報告では、第 201 回国会 (2020.1.20-6.17) における審議を扱う。これまで同様に国会会議録検索システムを用いて「教育無償化」で簡易検索したヒット記事を通覧するとともに、「困窮学生」等の他用語検索を適宜追加した。会期前半では大学等修学支援法の施行に係る論議が、後半ではコロナ禍での家計急変への対応・困窮学生への緊急支援に係る論議が展開された。コロナ禍での学生の困難困窮が深刻化する中で、消費増税分の一部を財源として低所得層に留めた大学等修学支援法の枠組み設定自体が問われ、学生当事者の切実な声や意見の表明と署名運動が支援の規模と対象を広げる結果となった。閉会後の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』(学びの継続給付金)の実施状況の検証、日韓比較研究のための韓国の国会審議の検討は、今後の課題である。

キーワード

大学等修学支援法、コロナ禍、家計急変、困窮学生、意見表明、学生署名運動、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』(学びの継続給付金)

I. 課題と方法

高等教育費負担を巡り、日韓はともに家族負担主義、高授業料・低補助の国に分類されてきたが、転換しつつある。その両国を対象として、「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究」を進めている(JSPS 科研費基盤研究(C)研究代表者渡部昭男 2019-21)。

日韓は共通した国際人権法(国際人権 A 規約 13 条:教育への権利、漸進的無償化義務)、類似した憲法(能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利)等を法規範として有する。日韓比較研究の課題は、それらを源泉とした政策転換(法規範⇒意思決定⇒制度・行財政⇒政策転換)を比較検討し、両国の特徴(相違点と共通性)を明らかにすることである。

その際、国会審議の検討は国家政策に係る意思決定過程を解明する有効な手法である。「教育無償化」論議が活発となってきた 2016 年以降の 2016 年第 190 回から 2019 年第 200 回までの国会審議における「教育無償化」論議の経緯と特徴は、すでに 3 回に分けて報告済みである¹⁾。本第 4 報²⁾では、第 201 回国会 (2020.1.20-6.17) における「教育無償化」論議の経緯と特徴を明らかにする。

会期前半では「大学等における修学の支援に関する法律」(大学等修学支援法)の施行に係る論議が、後半にはコロナ禍での家計急変への対応・困窮学生への緊急支援に係る論議が展開された。これまで同様に国会会議録検索システム(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>)を用いて「教育無償化」で簡易検索したヒット箇所、すなわち会議録 699 件中の 40 件 58 箇所³⁾を通覧するとともに、「困窮学生」等の他用語検索を適宜追加した。閲覧日は 2020 年 9 月 15 日～30 日であり、引用に際しては会議録中の漢数字を算用数字とし、「院・会議名と号数・月日(・発言者)」の順で略記した(なお、「…」は会議録の引用を中抜きしたことを示し、必要な場合は括弧内に語句を補った)。

II. 大学等修学支援法の施行に係る論議

1. 本会議：内閣総理大臣の施政方針演説及び質疑

2020 年 1 月、安倍晋三首相(肩書は当時、以下同じ)は、「(三本の矢の) 果実を活かし、子育て支援、教育無償化、更には働き方改革。一億総活躍社会を目指し、まっすぐに進んでまいりました」(衆参・本会議 1 号・1.20)、「昨年 10 月から、幼児教育、保育の無償化という、小学校、中学校 9 年間の普通教育無償化以来、70 年ぶりの大改革を実現」(衆・本会議 2 号・1.22、同 3 号・1.23、参・本会議 2 号・1.23、同 3 号・1.24)とこれまでの成果を強調した上で、「この 4 月からは、真に支援が必要な子供たちの高等教育の無償化を実現します」(同)と演説している。

首相のこの言及は第 198 回国会で成立した大学等修学支援法(2019.5.17 公布)によりすでに規定路線となっており、第 201 回国会の本会議で党首級が改めて大きく取り上げるまでの論点にはなっていなかった。ただし、国立大学における授業料減免、中間

* 大阪成蹊大学 教育学部(特別招聘教授) watanabe-a@osaka-seikei.ac.jp

所得層等への拡充、授業料半額化などの課題が取り上げられている。

すなわち、立憲民主党の福山哲郎幹事長が、立憲民主党・国民民主党・新緑風会・社民党の共同会派を代表して、「高等教育無償化が始まる本年4月以降、授業料減免を受けてきた国立大の学部生のうち、約1万9千人への支援が減額又はゼロになる見通しであることが文科省の試算で明らかになり…前通常国会で立憲民主党や野党が再三指摘した問題が表面化（しており）…制度設計が余りにもずさん過ぎ（る）」（参・本会議2号・1.23）と指摘している。これに対して安倍首相は、「各国立大学がこれまで独自に行ってきた授業料免除については、従来から各大学が自己財源を活用しながら各々の方針に基づいて実施してきており、引き続き各大学においてその取扱いを検討していただくことが基本とな（る）」として各大学の裁量範囲であるとしながらも、「令和2年度予算案においては、各大学の自主的な授業料免除に活用できる国立大学法人運営費交付金の増額を行った（ので）…各大学において、これにより新たに活用可能となる自己財源も用いながら、学生の状況を踏まえ、学業の継続などに支障を来さないよう適切に対応していくことを促してまいります」（同）と善処方針である旨を答弁している。

次に、公明党の山口那津男代表は、「幼児教育に加え、本年4月からは、我が党が推進した私立高校授業料の実質無償化、高等教育の無償化も実現します…高等教育無償化についても、多子世帯や中間所得世帯の負担に配慮した取組が求められています」

（参・本会議3号・1.24）と、中間所得層等への拡充を呼びかけた。これに対して、首相は「真に支援が必要な子供たち」が対象であることを述べながらも、「支援対象の基準として扶養する子供の数が反映される課税所得を用いるなど多子世帯への配慮を行うとともに、中間所得層におけるアクセスの機会均等について引き続き注視、検討していきます」（同）と応じている。

しかし、日本共産党の志位和夫委員長が「全ての学生を対象に、授業料を速やかに半分に値下げし、段階的に無償にすべき」（衆・本会議3号・1.23）と促したのに対しては、安倍首相は「本年4月から、真に支援が必要な学生に対する高等教育の無償化を実現する…引き続き、家庭の経済事情にかかわらず、安心して学べる環境の整備に努めてまいります」（同）と答えるに留まっている。

2. 委員会：文部科学大臣の所信表明及び質疑

2月に入って COVID-19 感染拡大問題が深刻と

なり、27日には安倍首相から学校の臨時休業要請が表明された。直後の3月初旬、衆議院の文部科学委員会及び参議院の文教科学委員会では、萩生田光一文部科学大臣の所信表明がなされた。萩生田文科大臣は、高等教育については、「本年4月から、真に支援が必要な低所得者世帯に対して、授業料及び入学金の減免制度の創設と給付型奨学金の拡充を行う高等教育の修学支援新制度を実施（予定であり）…新制度の円滑な実施に向けて、必要な準備を加速させる」とまず述べた上で、いわゆる「1万9千人」問題については「国立大学においてこれまで支援を受けてきた学生に対する継続的な支援措置を講じます」と明言した（衆・文部科学委1号・3.4、参・文教科学委1号・3.5）。

所信表明を受けて各会派からは、COVID-19 感染症対策、学校臨時休業中の諸対応（学校給食・学童保育・特別支援学校など）や東京オリンピック・パラリンピックの開催に関して、質疑が集中した。

高等教育に関して、衆議院では、一律の自粛要請の対象になっていない大学等に関して卒業式等を行う場合の感染拡大防止策、帰国学生の扱いが話題に上った程度であった（衆・文部科学委2号・3.6・笠浩史議員[無所属]の質問及び伯井美徳高等教育局長の答弁）。

一方、参議院では授業料減免、立替払の扱い、授業料自由化検討の問題が質されている。

まず、授業料減免に関して、公明党の高瀬弘美議員が「4月からこれまで受けていた授業料減免が急に打ち切られるということはないということ、もう一度確認させていただきたい」（参・文教科学委2号・3.10）と念押ししている。これに対して、亀岡偉民文科副大臣は「国立大学において支援を受けている在校生で新制度の対象外又は支援が減少する学生約1.9万人に対しては、継続的な学びが確保されるよう、運営費交付金において所要の経費、約53億円ではありますが、を措置したところであり、各国立大学においてこの経過措置が確実に実施されるよう取り組んでまいります」（同）と答弁している。また、私立についても、「(①) 新制度における私立大学等の対象者への授業料減免分として1,942億円が計上（し）…新制度の対象となる学生への支援については、大学における負担分が減少し、大学にとって新たな財源が捻出される…また、(②) 令和2年度予算案における私立大学等経常費補助のうち学生の人数を配分の算定に盛り込んでいる一般補助については、前年度比31億円増の2,977億円を計上（している）…学生の経済的負担の軽減により学びの継続を支援する観点是非常に重要であることから、各大学には、これらの財源やその他の自主財源も活用し、

現に支援を受けている学生に対する支援についても適切に対応していただくようお願いしてまいります」

(同)と補足している。授業料減免については、「1万9千人」問題が一時浮上し危惧されたが、国会審議を通じて、これまで支援を受けてきた在校生(従って新生は除かれている)に関しては継続的な学びを確保する措置に修正された。

次に、立替払の扱いについて、同じく高瀬議員が入学前の3月時点で入学金と前期授業料を一旦納める立替払の負担の大きさを指摘したのに対して、萩生田文科大臣は「文部科学省としては、入学金等の初年度納付金の納付が困難な学生に対しては納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを行うよう各大学等においてを既にしております…来年こういうことの問題が全てが解決できるように、各大学関係者の皆さんにもお願いをしていきたい」(同)と、善処する旨を答えている。

授業料自由化検討の問題については、日本共産党の吉良よし子議員が、「この間、国立大学、4大学で学費の値上げが進んでいる。昨年は東京芸術大学、東京工業大学、今年からは千葉大、一橋大と。そういう意味では、もう学生にとっては死活問題…さらに、文科省は今度、国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議において、授業料自由化の是非、検討するとされています。この授業料自由化というのは何なのか」(同)と尋ねている。「国立大学がより个性的かつ戦略的な経営を行うことを可能とするため、制度的な規制の緩和方策等について議論をするというもの…授業料の問題も検討事項の一つとして挙げているもの」(同)と伯井高等教育局長が答えたのに対して、吉良議員は「大学無償化だと言っていますけれども、値上げを自由にしていくというのはこれに逆行するんじゃないか」(同)と糾している。

3. 予算委員会等：大学等修学支援法への評価

他の委員会では、公明党からは「幼保の無償化と併せて…高等教育の無償化…私立高校の授業料実質無償化…この4月からスタート(する)…まさに教育無償化元年の年」(参・内閣委3号・3.10・石川博崇議員)、日本維新の会からは「我が党が大阪で実現してきた教育無償化に合わせる形で、4月から高等教育の無償化がとられていることは評価」(衆・予算委18号・2.28・杉本和巳議員)等の声が聴かれた。

一方で、立憲民主党からは「低所得層だけを対象とする限定的な貧困対策と競争力人材の育成策(であり)…高等教育費の私費負担構造はそのまま、学費負担に苦しむ中間層を支援するものとはならない」(衆・予算委第4分科会1号・2.25・菅直人議員)、

日本共産党からは「国立大学の授業料の減免(の)…対象が小さくなる、収入ラインが下げられる(ことは)…国連人権規約違反…後退禁止原則違反」(衆・決算行政監視委第2分科会1号・4.6・宮本徹議員)ではないか等の批判がなされた。また、国民民主党からは所得の判定基準となる住民税に係るみなし適用の遅れ、すなわち「未婚一人親家庭に対するいわゆる寡婦(寡夫)控除の端境期」(衆・決算行政監視委第2分科会1号・4.6・城井崇議員)問題が指摘された。

Ⅲ. コロナ禍における困窮学生の実態と家計急変への対応など

1. 令和2年度予算案への賛否

令和2年度一般会計予算・特別会計予算・政府関係機関予算の三案は、衆議院では2月28日の本会議、参議院では3月27日の本会議において、一括して議題とされた。

この時点で、高等教育の無償化に言及した討論は以下のようであった。

公明党の伊藤渉議員は賛成の立場から、「公明党が長年実現に取り組んできた幼児教育、保育の無償化に加え、本年4月から新たに、大学などの高等教育の無償化や私立高校等の授業料の実質無償化が本格的にスタート(し)…家庭の経済的事情にかかわらず、子供たちが希望すれば必要な教育を受けられる社会へと大きく前進します」(衆・本会議8号・2.28)と述べている。

日本維新の会の杉本和巳議員は反対の立場から、「今、高等教育の学生の37%が貸与型奨学金を利用しており、社会に出れば返済しなければなりません。若い働き手が抱える大きな負債は、結婚して幸せな家庭を築くことへの妨げになっています。4月から住民税非課税世帯とそれに準じる世帯への高等教育の無償化が始まりますが、これも対象者が少ないと指摘せざるを得ません。教育無償化を国是とすることを改めて主張いたします」(同)と述べている。また、同じく日本維新の会の石井苗子議員は、「我が党がかねてから主張してまいりました教育無償化の方向性を合わせる形で、本年4月から高等教育において一部無償化の措置がとられていることにつきましては評価」しているが、「今回の無償化の措置は、我が党の主張のごく一部でございまして、程遠いものである」(参・本会議9号・3.27)と述べている。

日本共産党の山添拓議員は反対の立場から、「雇用調整助成金の補助率を十分に十に引き上げ、飲食、宿泊、運輸など実態に即した要件、手続にする、フリーランスや雇用保険に入っていない非正規労働者、

学業とバイトを両立してきた学生にも、暮らせる水準の所得補償を行うべき」(同)と述べて、コロナ禍での学生支援を追加するよう主張している。

2. 届き始めた学生の実態

3月になるとコロナ禍における困窮学生の深刻な実態が国会にも届き始め、同法の枠内でどこまで対応できるのか、同法の枠を越えて緊急に対応すべき課題があるのではないという審議に移っていく。

前出の吉良よし子議員は、学生団体である高等教育無償化プロジェクト **FREE**⁴⁾の調査をもとに「バイト先の塾が2週間休業になり学費を確保できない…全てのシフトが削除されてしまい、生活費だけでなく就活費も困難、学生生活が困窮している」といった実態を紹介した上で、「新型コロナ対策に関連した理由で家計が急変している学生」が少なくないという認識から、「学費や入学金減額、免除、若しくは納入猶予などの措置講じる等、対応すべき」(参・文教科学委3号・3.18)と要望している。これに対して、萩生田文科大臣は「家計急変後の所得見込みで所得判定を行い、要件を満たす世帯の学生等が支援対象」(同)であるとして、まずは大学等修学支援法による新制度及び貸与型奨学金の枠内での対応を挙げている。加えて、「入学料等、初年度の納付金や授業料等の納付が困難な学生に対しては、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図る等、きめ細かな配慮について各大学等に対して既に要請」(同)していることも付言している。

吉良議員はさらに、「生活費をバイトの収入で充てているという学生は6割に上る」という **FREE** の調査に言及した上で、「奨学金だけ、修学支援制度だけではない対応も求めたい…アルバイトがこれだけ学生の生活を支える収入源になっていることを踏まれば…ここそのものへの収入補償も必要」、「政府が取りまとめた緊急対応策の第2弾、これは、学生アルバイトの多くが占める塾とか小売・サービス業などで働くアルバイトは支援策の対象外になってしまっている…学生のアルバイトについても収入補償を行うなどの支援策の拡充、厚労省に提起していくなど、文科大臣として、学生を取り残さない、生活を守るための対応、取っていただきたい」(同)と、既存の枠組みを越えた対応を求めている。

これに対しては、萩生田文科大臣は、「御指摘のように、アルバイト学生の補償ですとか様々な補填というのは、現時点では確かにメニューがないんですけれども、雇用に係る支援については、文科省というよりは厚労省と連携しなきゃなりません、いずれにしても、これ、日本中で緊急事態だと思ってい

ます」、「文科省としては、このことが理由で例えば学校を辞めなきゃならないと、こういう事態は絶対避けなきゃならない…そういう視点から、進学や修学に断念をすることのないように、丁寧な対応を政府横断的に相談をしてみたい」(同)と応じている。また奨学金の返還についても、「従来からも、病气やけが、経済の事情によって返還困難な場合が生じた場合の返還期間の猶予の制度はありますけれど、既存のメニューだけじゃなくて、これ、いつまでどういう状況が続くか分かりませんので、これも引き続き、しっかり今あるメニューを周知しながら今後の対応策についても是非検討してみたい」(同)と踏み込んだ発言をしている。

なお、3～4月にかけて文部科学省から大学等に発出された通知(周知・依頼)は以下のようなものである⁵⁾。

- ・新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援等について(周知)(2020.3.26)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた高等教育の修学支援新制度の運用等について(周知)(2020.4.27)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について(依頼)(2020.4.30)

3. 学生・若者の声を直接聴くようにとの要請

国会審議においては、4月に入ると与野党を越えて、学生・若者の生の声を首相や文科大臣が直接聴くようにとの要請がなされている。

国民民主党の玉木雄一郎代表は、「ある学生団体…からは、アンケートをとると13人に1人が退学を検討していると。深刻な状況だ」、「キャンパスに入るなど…事実上、授業というか、ある種の教育サービスが受けられなくなっている(る)」、「学費を払ってくださいと請求書が来て、期限は今月末…あしたです」、「バイトが激減していますから払えない…一律、学費を半額にしてほしいという署名活動をしている団体も出てきて、もう一万筆以上集まっている」と述べた後に、「文科大臣にも総理にも直接会ってお渡しして話をしたいと言っているの、ぜひ会ってやってください。直接学生の声を聞いていただきたい」(衆・予算委21号・4.29)と要望したが、明確な答弁はなされていない。

しかし、翌日になって、自由民主党の宇都隆史議員が「政権として、我々と党自民党としても若者の声を是非聞いていただきたい…大臣自らお会いして…じかにお聞きにな(つては)」(参・予算委18号4.30)と促した際には、萩生田文科大臣は「日程が合

えばそういう対応も考えたい」(同)と応じている。

IV. 署名提出・学生ヒアリングなどを受けての コロナ困窮学生支援法案の野党共同会派等提案

1. 第一次補正予算の緊急成立

会議録からは、コロナ禍での学生の実態、当事者である学生・若者自身の声が国会に届き始め、国会の審議を変えつつある状況が伝わってくる。しかし、学生の実態や声が内閣及び省庁の打ち出す方針に反映されるにはタイムラグが認められる。

すなわち、安倍首相は「高等教育無償化の新制度等の運用について、新型コロナウイルスの感染拡大などの影響を受けて家計が急変した場合には、それを加味した所得見込みで支援の判定を行う」、「入学金や授業料の納付が困難な学生には、それらの納付猶予や減免等を行うよう大学等に対し要請して(いる)」、「奨学金の返還についても、返還困難な事情が生じた場合には返還期間を猶予する仕組みなどを整備し、その周知徹底を図(る)」(参・本会議 11 号・4.3)という答弁に留まり、既存制度の枠を越え出るものにはなっていない。また、「今般創設した返済免除特約つきの緊急小口資金の特例等も御活用いただくことが可能」(衆・本会議 18 号・4.14)と述べてはいるが、困窮学生を直接対象とした緊急支援策には踏み込んでいない。

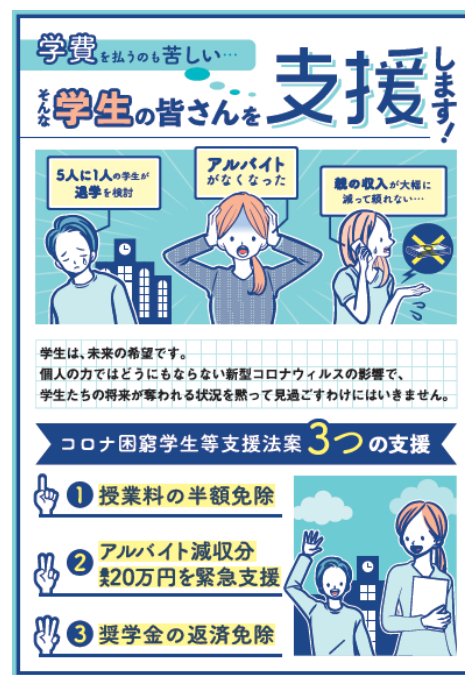
緊急事態宣言発令(2020.4.7)を受けて、当初予算成立から1か月後の4月30日には第一次補正予算(2020.4.7閣議決定、2020.4.20概算変更の閣議決定)が緊急成立するが、学費減免予算は追加歳出計 25 兆 6,914 億円の内のわずか 7 億円止りであった⁹⁾。

この第一次補正予算の「7 億円」に関して、日本共産党の小池晃議員が減免可能な学生数を問うたのに答えて、伯井高等教育局長は「国立大学(は)・・・全額免除を行うと仮定すると約 7 百人・・・私立大学等(は)・・・実績に基づく平均額から算出すると約 16 百人」(参・予算委 18 号・4.30)になる試算を明らかにしている。萩生田文科大臣も「新型コロナウイルスの感染症の影響が長期化することも見据えれば、今回の補正予算案が必ずしも十分だとは考えておりません」(同)と答弁している。そして、「小池先生のメール、大変うれしく思います。十分だと思っていません。予備費なども含めて対応は今後しっかり考えていきたいと思います」(同)とも付け加えている。

2. 議員立法：コロナ困窮学生支援法案

こうした中、学生・若者の声に対して議員立法という形で応答したのは野党サイドであった。一律学

資料 1. コロナ困窮学生支援法案チラシ



費半額を求めるアクション⁷⁾の署名提出(1万筆超)、FREEの追加調査報告(退学検討が1/13人から1/5人へ増加)、学生団体等とのWEBヒアリング等⁸⁾を受けて、立憲民主党は5月7日の政調審議会で議員立法の提出を了承し、野党内で調整を進めて5月11日、立憲民主党、国民民主党、衆議院会派・社会保障を立て直す国民会議、社民党と日本共産党は「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案」(コロナ困窮学生支援法案)を共同提案した⁹⁾。

その柱は、資料 1¹⁰⁾にあるように、すべての学生(大学院、大学、短期大学、専門学校等)に対し、①授業料の半額免除、②アルバイト減収分として最大 20 万円の一時金支給、③貸与型奨学金の1年間返還免除であった(約 2 兆 3 百億円見込み)。

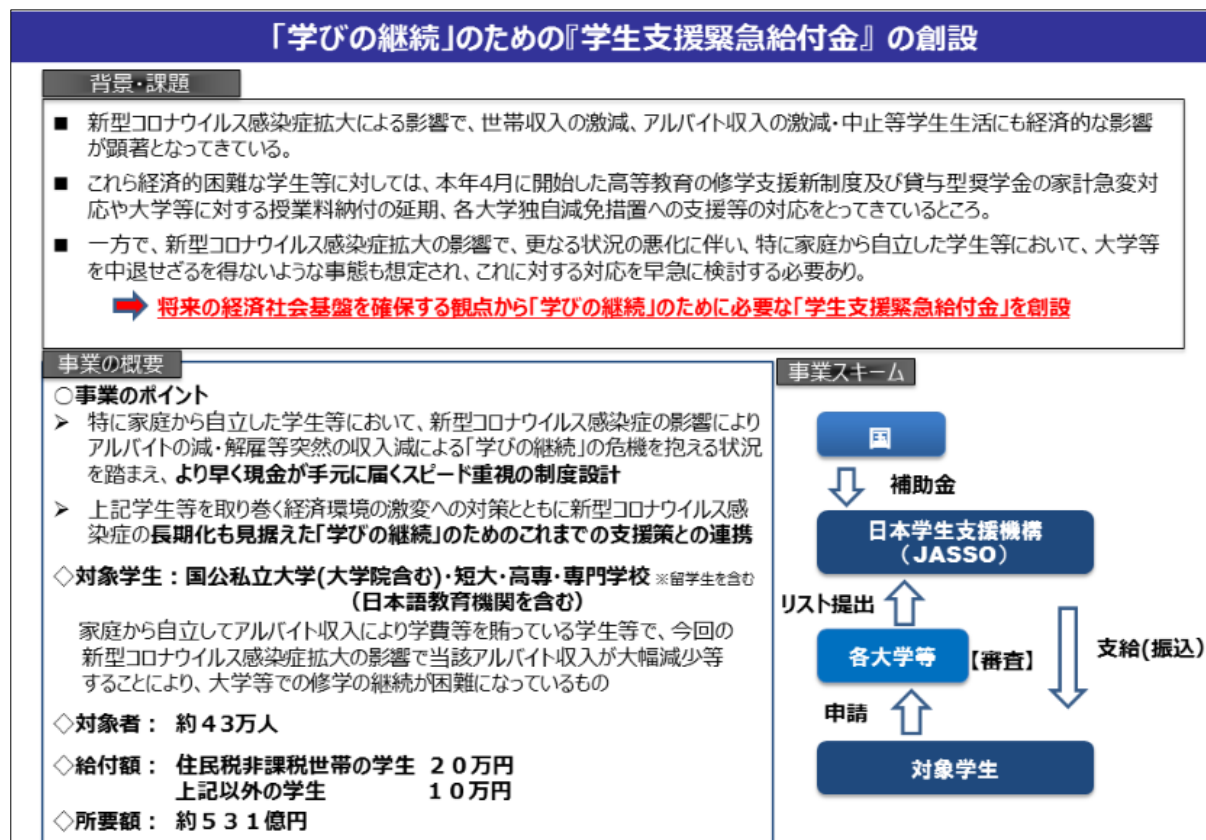
IV. 与党・政府サイドによる支援策 「学びの継続給付金」など

1. 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

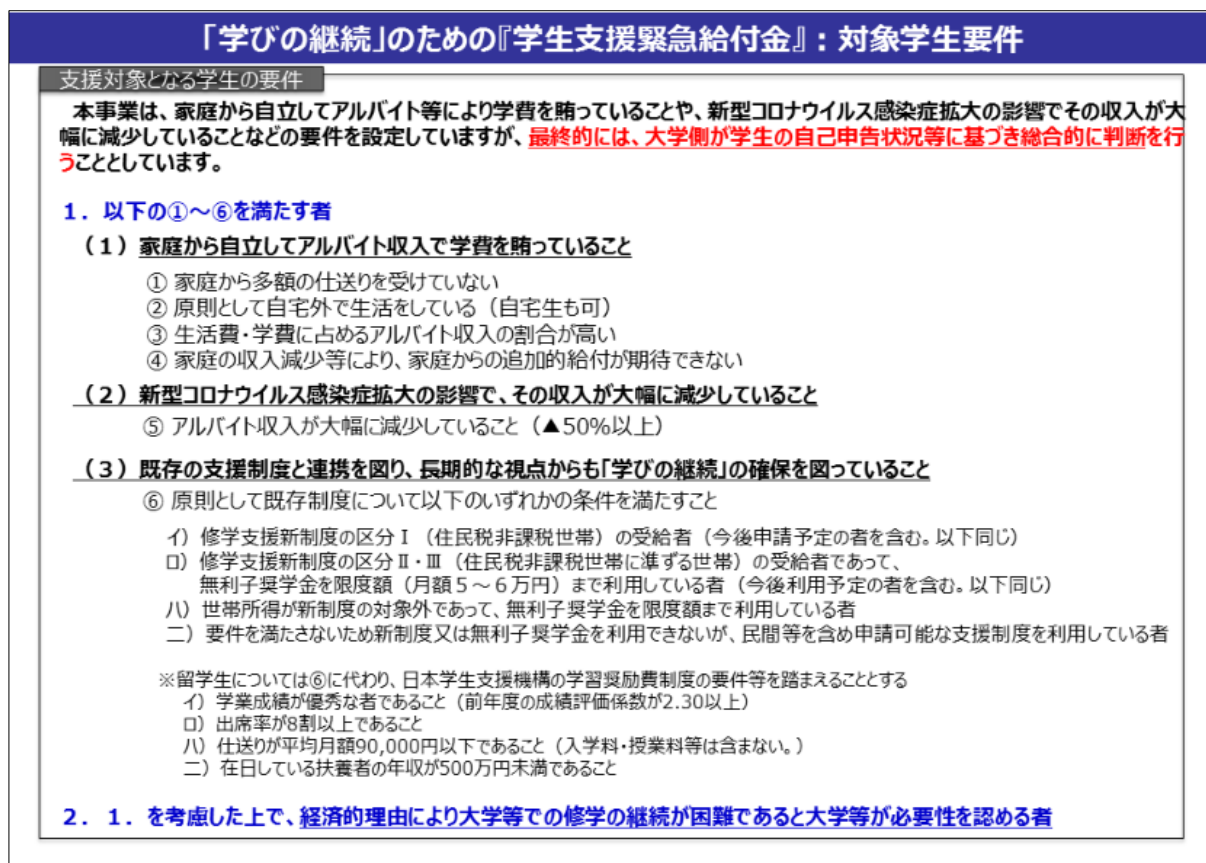
野党の動きとほぼ同時期、与党内でも困窮学生の緊急支援を求める動きが出ている。

公明党は5月8日に萩生田文科大臣と面談し、困窮学生の学業継続断念を防ぐため、第一次補正予算の予備費を活用して1人10万円の現金給付を行うよう求める緊急提言を行っている¹¹⁾。また、自由民主党も5月11日にプロジェクトチームを開き、困窮学生に10～20万円程度を給付する案をまとめ、12日の政調審議会を経て、政府に提言している¹²⁾。

資料2. 「学びの継続給付金」の創設



資料3. 「学びの継続給付金」の対象学生要件



こうした与野党の動きを受けて創設（5.14 政府提示、5.19 閣議決定）¹³⁾されたのが、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（略称：学びの継続給付金）（いずれも文部科学省による表記法）¹⁴⁾である。その主な内容は、資料2¹⁵⁾に示すように、①より早く現金が手元に届くスピード重視の制度設計、②対象学生（院生・留学生を含む）は国公立の大学・短期大学・高等専門学校・専門学校（日本語教育機関を含む）の一定要件を満たす者、③約 43 万人を想定、④給付額は住民税非課税世帯の者が 20 万円・それ以外の者が 10 万円、⑤所要額は第一次補正予算の予備費から約 531 億円、である。

2. 「学びの継続給付金」を巡る審議

その後の審議は、資料3¹⁶⁾にある対象学生要件など「学びの継続給付金」を巡る諸問題、すなわち煩雑な手続き、自宅生除外や厳しい諸要件、留学生のみ成績要件あり、事務処理要領の表記、早すぎる締切り及び周知の遅れ等へと移っていった。

「スピード重視の制度設計」であるという政府側の説明に対して、日本共産党の田村智子議員は「物すごく要件が細かい（ので）…その手続きに合わせた手続きの煩雑さというものが生まれる…何か示すもの一つ二つあればそれで申請できますよという簡易なものにしなければ」（参・内閣委 10 号・5.19）と、注文をつけている。また、畑野君枝議員（日本共産党）が「実態に合わせて柔軟にやっていただきたい」（衆・文部科学委 8 号・5.20）と要望したのに対して、萩生田文科大臣は「これを全部クリアしなきゃいけないということじゃなく…最終的には、一番身近で学生等を見ている大学等において、その実情に沿って総合的に判断していただくことが大事」、「実家から通っていてもいいんです…実家の収入も激減していて、家族もなかなか応援できないということを学校側がちゃんとヒアリングしてくれて、それを書き込んでもらえれば、それをもって応援をしたい」（同）と応じている。

立憲民主党など合同会派の水岡俊一議員が「留学生は成績上位 3 割というような限定がされるという話」（参・文教科学委 6 号・5.21）の真偽を質したのに対して、伯井高等教育局長は「留学生向けの奨学金制度…の要件に合わせまして、前年度の成績評価係数が（4 段階の）2.3 以上であるとか、あるいは一定の出席状況をその要件」にしてはいるが、「最終的には、一番身近で学生等を見ている大学においてその実情に沿って総合的に判断していただきたい」（同）との答弁を行っている。また、青柳陽一郎議員（立憲民主党）が「大学や学校ごとに支援学生の数の枠を先

に当てはめる」（衆・決算行政監視委 3 号・5.22）というやり方への危惧を述べたのに対して、萩生田文科大臣は「過去の経緯などで、各大学の規模（や）…経済困難なことがあらかじめわかっている数字などを含めて、まず一回、枠をお示ししましたけれども、一回きりじゃなくて…二回目をやろうと思ってい（る）…バランスをとりながら、できるだけ一人でも多くの皆さんに支給をしたい」（同）と、一次に加えて二次の申請を予定していることを明かしている。

大学等が柔軟な対応に至っていないのではないかととの質疑がその後も続いている。川内博史議員（立憲民主党）が「大学側で総合的に判断して給付をしてよいのだよということは…事務処理要領のどこに書いてあるのか」（衆・文部科学委 9 号・5.22）と質したのに対して、伯井高等教育局長は「大学に対するさまざまな周知資料、あるいは Q アンド A においても、まず大学で総合的に判断するんですよということを周知するように我々努めておりますし、これは今後ともホームページ等でも周知していきたい」（同）と、善処する方向で答えている。

早すぎる締切り及び周知の遅れについては、吉良よし子議員（日本共産党）が「ある大学では、申請を受け付ける前に事前に大学側に連絡を求め…連絡をしてきた学生に対して申請案内を送るという手順を踏んでいる…この事前の連絡の期限はもう既に先月 5 月末で終わってしまっていて、さらに申請自体の期限ももうあした 5 日で終わる…私は申請できないのでしょうか」（参・文教科学委 9 号・6.4）という学生からの不安の声を紹介したのに応じて、萩生田文科大臣は「第一次の推薦は 6 月 19 日を締切りとして各大学にお願い…仮に一次推薦で間に合わなかった学生さんは是非二次で出していただきたい…書類も極めて簡易にしました…ちゃんとアクションを起こしていただければすぐに対応できるようにしたい…スマートフォンなどの申請も可能とするなど、学生等が速やかに申請できるように工夫をしております」（同）と述べている。吉良議員は「二次推薦もあるんだよということを早めに周知して、安心して申請できるようにということを引き続き進めていただきたい」（同）と重ねて要望している。

なお、徳永エリ議員（国民民主党）が対象に学校教育法一条校ではない日本語教育機関を含めながら朝鮮大学校を何故外したのかと問うたのに対して、安倍首相は「4 月からの高等教育の無償化や奨学金制度など、これまでの制度と同様の取扱いを継続したもの」（参・本会議 23 号・6.8）と答弁している。また、約 43 万人の想定は日本語学校の留学生を含む学生全体の 1 割強に過ぎないと指摘したのに対して、萩

生田文科大臣は「高等教育の修学支援新制度が対象とする低所得世帯の自宅外生 20 万人弱に加え、日本学生支援機構が行っている学生生活調査において、自らのアルバイト収入のみで学費等を支出していると回答している学生数を基に、低所得世帯以外の自宅外生として 20 万人弱を対象とし・・・その上で、学生生活調査を参考に、自宅生においても一定の割合で経済的に自立している学生が中間所得層を含め存在することを想定した上で、最終的に約 43 万人と見込ん（だ）」（同）と説明している。

3. 第二次補正予算：減免等を行う大学等への助成

「学びの継続給付金」は第一次補正予算の予備費を使った支援策であったが、5 月 27 日に閣議決定された第二次補正予算案（政府案通り 6.12 成立）には授業料減免等を独自に実施する大学等に国が助成する措置などが盛り込まれた¹⁰。すなわち、①国立大学における困窮学生に対する授業料等減免への緊急支援 45 億円、②国立高等専門学校における困窮学生に対する授業料減免への緊急支援 2.3 億円、③私立大学等における困窮学生に対する授業料減免等への緊急支援 94 億円、④専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業（拡充）2.6 億円（当初予算額 0.03 億円）、⑤大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保 73 億円などであった。この閣議決定以降の審議は、第二次補正予算案を含めたものに移っていく。

常任委員会の筆頭に位置づけられる内閣委員会でも困窮学生への支援のあり方が審議されるまでになっている。立憲民主党など共同会派の塩村あやか議員がアルバイトの減収で苦しむ学生の実例を交えて訴えたのに対して、亀井偉民文科副大臣は「一次補正予算から更に積み増しをして 531 億円を計上するとともに、緊急特別無利子貸与奨学金も創設しております」（参・内閣委 13 号・6.4）と説明している。

また、公明党の高橋光男議員が「大学院生を含む困窮学生支援のための学生支援緊急給付金の迅速な給付が重要」（参・内閣委 16 号・6.16）と指摘したのに対して、森見憲文科大臣官房審議官は「5 月 19 日の閣議決定をもって直ちに募集を開始するとともに、各学校に対し、特に支援の必要性が高い学生等については順次推薦するよう依頼を（し）・・・その結果、実際に 5 月 29 日には学生等への入金を開始しており・・・現時点で既に 4 千名以上への支給を決定している」、「第一次推薦の際にこの配分額を超える者がいた場合には、直ちに選考はせず保留として、二次推薦において改めて選考する、その旨周知をしている」（同）と答弁している。高橋議員は、対象者約

43 万人の想定にあてはめれば「まだ百分の一しか今受けていないという状況で（あり）・・・とにかく柔軟性、また迅速性を持って御対応いただくよう」（同）にと重ねて要望している。

また、テレビ中継の入ることも多い予算委員会でも取り上げられている。日本共産党の武田良介議員は国会中継でお馴染みの「パネル」を示しながら、「アルバイト収入 50%以上減少していないと、これ申請できないんでしょうか」（参・予算委 22 号・6.12）と単刀直入に尋ねている。萩生田文科大臣は、「50%というのは一つの目安であ（り）・・・マストではございません」（同）と明言している。その際、「別添の Q アンド A でも示しておりますけれども、先月の収入から 50%減っているか減っていないかじゃなくて、アルバイト、学生のアルバイトって例えば試験の時期なんかはなかなか多くやれないですよ。ですから、一番低い金額のところを取っていただいてその月で比較をしていただいても結構です」（同）と相当具体的に述べている。また、武田議員がアルバイト減収を証明しづらい新入生の扱いについて重ねて問うたのに対しても、「新入生においても・・・3 月に大体新しい新居を見付けて、特に新入生の場合は土地勘のないところに来て、そして求人雑誌とかネットを見付けてアルバイトに申し込んだんだけど、一度もシフトに入らないうちに学校が休校になってしまったってバイトもなくなってしまったという学生さんも当然いらっしゃる・・・そういった場合には、自分が申し込んでいたアルバイトが週 3 日間、時給幾らで、1 か月働けばこのくらいの収入を当てにしていたということを書きいただければ、それを読み取るようにさせていただいております」（同）と具体例を上げて説明している。安倍首相も、武田議員が「要件は機械的な選別の基準ではない・・・学生はどんどん申請をする、大学は支給できるかということ選別せずにどんどん支援機構に推薦をしていく。総理に是非、そうやってこの制度を大いに活用していただきたいという、そういうメッセージを発していただきたい」（同）と促したのを受けて、「今、武田委員と文科大臣とのやり取りを聞いていただいた学生の皆さんが、一応そうした要件を設けていますが、相当柔軟に対応していく、それぞれの学生の状況を見ながら、一番身近で見ている学校に判断をしていただくということにしているわけでございまして、その辺のところも御理解が進んだのではないかと思いますので、どんどん活用していただきたい」（同）と応じている。総理大臣も出席する予算委員会での質疑の重みがうかがえよう。

V. 閉会中審査

第 201 国会は 6 月 17 日で 150 日の会期を終えたが、閉会中審査の開催(週 1 回)で合意がなされた¹⁷⁾。

共同会派の吉川元議員(社民党)は、自宅外生の家庭からの支援額が年額 150 万円という目安について「授業料を含むと…私大の場合、授業料は平均でいうと 120 万を超えていますから…対象にならない」(衆・文部科学委 11 号・7.22)とした上で柔軟な扱いを求めたのに対して、伯井高等教育局長は「150 万円を超えていたとしても申請は可能であるという点を、文科省が示している Q アンド A で明記し、周知をしている」(同)と答えている。

第一次推薦約 24 万件の支給を完了し、7 月 3 日から二次推薦が始まることに関連して、国民民主党の城井崇議員は、「私どもから提案したコロナ困窮学生支援法案の一部が実現をして、一步前進」(同)と評価しながらも、「学生による申請の締めが相次いでおります…支援を受けられなかった学生も多数(いて)…学生団体の調査では、申請者の 3 割に及んで(いる)」、「大学が認めたら支給できるということにしておった…第二の基準」が十分に使われていない実態を挙げて、「諦めて退学に至らぬように、きめ細やかに届く支援を行うべき」(同)と要望している。萩生田文科大臣は、「二次推薦においても、一次推薦では推薦できなかったものの各大学等において支援が必要と判断し保留としている学生の数を調査した上で、大学等の実情を踏まえた配分額を提示し、支援を必要としている学生等に確実に支援が行き渡るように進めている」、「加えて…本給付金のみならず、高等教育の修学支援新制度の支援策や、緊急特別無利子貸与型の奨学金、国の支援策を学生の“学びの支援”緊急パッケージ¹⁸⁾として取りまとめ(ている)」、そして「各大学等に対し、大学等独自の支援策も含めて経済的に困難な学生に活用できる制度を総合的に周知するとともに、きめ細かな相談対応を行うよう…累次にわたってお願いをしてい(る)」旨(同)を述べている。

日本維新の会の森夏枝議員は、「さまざまな支援策の中で、大学院生が対象とならないものがある(が)…大学院生が安心して研究が継続できるような、大学院生に対する奨学金の制度やその他の支援策はありませんでしょうか」(同)と尋ねたのに対して、萩生田文科大臣は日本学生支援機構の貸与型奨学金のインセンティブ制度(優秀者への貸与額の全額又は半額の返還免除[約 3 割の学生])、各大学における減免や学内奨学金、ティーチングアシスタント・リサーチアシスタントとしての雇用、特別研究員事業等の充実などを説明した上で、「少子化対策を目的と

した高等教育の修学支援新制度の対象とはなっておりませんが、他のさまざまな制度により支援を行っているところであり、引き続きこうした施策を着実に実施してまいりたい」(同)と答えている。

立憲民主党など共同会派の石川大我議員は、一次締切りで 24 万人、二次締切りで 19 万人を予定していると言いながら一次締切りでの保留者が 11 万 5 千人ということについて、「二次でしっかりと手当てをしていただけるということによろしいでしょうか」(参・文部科学委 閉会後 1 号・7.22)と確認したのに対して、伯井高等教育局長は「しっかり支援に万全を期してまいりたい」(同)と答えている。さらに、FREE の実態調査を踏まえて「申し込んだが採用されなかったという方が 30.1%…その方たちで…大学をやめることを考えているという方が 57.4%いる一方、…この給付金に採用されたという方たちで大学をやめることを考えているという方たちは 14.3%とかなり低くなっている」、「つまり、この 10 万円、20 万円の給付金を得られたことで…やめることを考えているという人が 14.3%まで大幅に減っている」(同)と述べた上で、「学びの継続が難しいという学生には是非これ再度給付をすることもあり得る」、「たくさんの予備費を積んだ…この予備費の中からしっかり大臣としてこの学生たちの支援、一人も学校をやめさせることのないようにするんだという決意、いかがでしょうか」(同)と促している。萩生田文科大臣は「財政当局とも相談をしたいと思いますが、いずれにしても、学生を支援するという基本的な姿勢が変わりはありませんので、この機会に学校をギブアップすることのないように寄り添ってまいりたい」(同)と答弁している。

他にも、公明党の下野六太議員からは「あらゆる支援策を届ける努力が一層必要」(同)であること、日本共産党の吉良よし子議員からは「ちゃんと支援が必要な学生に給付を行き渡らせるまで制度継続する」(同)べきとの要請がなされている。

大学等におけるオンライン授業に関連して、れいわ新選組の舩後靖彦議員が、「何らかの配慮が必要な学生や児童生徒への合理的配慮事例、内容の質の担保、課題や困難事例への対応などのデータベースを各現場で共有し、取組に生かしてほしい」、「合理的配慮に関する対応が遅れている、不十分な大学などでも障害学生が不安なくオンライン講義を受けることができるよう、相談体制や情報の横展開がより一層不可欠にな(る)」(同)と指摘したのを受けて、萩生田文科大臣は、「国立情報学研究所を中心に、遠隔授業の実施に係るオンラインシンポジウムが定期的に…開催され、障害のある学生への合理的配慮を含

めた遠隔授業の経験や課題、良好事例を共有する取組が進んでいる…文部科学省としても、こうした取組とも連携しつつ、合理的配慮の具体的な事例をより詳細に幅広く収集し、各大学等に共有することに加え、障害のある学生、支援する教職員等が孤立しないように、各大学等に具体的な対応を促してまいります」(同)と応じている。

VI. 第201回の国会審議の特徴と今後の課題

高等教育の無償化というよりは、消費増税分の使途変更と連動した少子化対策としての大学等修学支援法の枠組み設定(消費増税分から5,274億円、全学生数約350万人の低所得世帯51万人15%)自体が問われ、コロナ禍での学生当事者の実態調査や切実な声・意見の表明と署名運動等が、既存制度の枠組みを越えて学生支援の規模と対象を広げる結果となった。

本稿のキーワードのうち、「コロナ禍」(201国会139件403箇所)及び「学生支援緊急給付金」(201国会14件32箇所)は国会史上はじめて第201回会期で登場した用語である。また、「困窮学生」(全14件26箇所中の201国会10件21箇所[81%])、「家計急変」(全101件156箇所中の201国会18件41箇所[26%])も今会期に頻出していた。今国会の会期後半には、これまで経験したことのない未曾有の状況下で、困窮学生をどう支援するかということが大きなテーマとなった。その際に、これまでの政党ルート(政党の青年局など)を越えた一般の学生当事者の団体、各キャンパスで急速に広がった署名グループやその全国組織、例えば高等教育無償化プロジェクトFREEや一律学費半額を求めるアクションが、学生の実態や声を議員と政党、国会と内閣・担当省庁に届ける上で少なくない役割を果たしたことが会議録分析から見て取れた。

「教育無償化」論議への寄与としては、学生当事者の団体が掲げたインパクトのある語句「学費半額／学費半減」(201国会7件9箇所)が、国会史上はじめて会議録に登場し記録されたことである。仮に「学費」が大学等に籍を置いて授業を受け、施設設備を利用することへの対価であるとすれば、コロナ禍で登校を禁じられ、施設設備も利用できず、対面授業が受けられない下であっても通常の学費をそのまま納めなければならないのかという、「学費」の本質にかかわる問題である。一律の授業料半額免除は野党共同提案のコロナ困窮学生支援法案の柱の一つにも位置付けられており、次期国会で継続して深められるべき論点が国会に提示された意義は大きい。

残された研究課題としては、閉会後の「学びの継

続給付金」の実施状況の検証、緊急支援策に係る省庁大学校等の対象漏れ問題、2021年度への支援策の拡充検討などがある。また、日韓比較研究のための韓国の国会審議の検討も今後の課題である。

謝辞

本研究はJSPS科研費19K02864の助成を受けたものである。

註

- 1) 渡部昭男 2017『『教育無償化』論議の経緯と特徴：2016年第190回～2017年第193回の国会審議から』神戸大学学術成果リポジトリ <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90004295.pdf>、同 2019『『教育無償化』論議の経緯と特徴(2)：2017年第195回～2018年第197回の国会審議から』<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90005625.pdf>、同 2020『『教育無償化』論議の経緯と特徴(3)：2017年第194回～2019年第200回の国会審議から』同 <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012010.pdf>。
- 2) 本稿は、日本教育学会第79回大会(神戸大学、2020年8月24～28日、ウェブ開催)における自由研究発表『『教育無償化』論議の経緯と特徴—2020年第201回の国会審議から—』をもとに論文化したものである。
- 3) 第201国会の閉会中にも会議録は追加されるために、上述の学会発表時に扱った「会議録667件中38件55箇所」よりも若干増加している。
- 4) 高等教育無償化プロジェクトFREEは、2018年9月13日に発足した高等教育の学費や奨学金制度に関する学生アドボガシー・グループであり、学生の実態を可視化する学生実態調査、それに基づく要請活動、提言活動、賛同署名などを行っている <https://www.free20180913.com/>。
- 5) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ」サイト上の資料 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm。
- 6) 内訳は、国立大学における授業料減免4億円、私立大学等授業料減免等支援3億円(文部科学省「令和2年度文部科学関係補正予算(案)事業別資料集」http://www.mext.go.jp/content/20200413-mxt_kaikeso01-10001477_00-2.pdf)。この点について、山添拓議員は「全国171の大学で学費減額などを求める運動…政府による一律学費半額と大学への予算措置を求める署名に、5日で1万人が署名…FREEによる実態調査の最新集計では、退学を検討する学生が5人に1人、現に退学を決めた学生もいる…本案の学費減免予算は7億円…大学、短大、専門学校に通う学

- 生は約 369 万人、1 人 2 百円足らず…抜本的に拡充するべき」(参・本会議 15 号・4.30)と訴えている。
- 7) 一律学費半額を求めるアクションは、COVID-19 禍において学生支援や学費返還を求める各大学等の自主的活動をつなぐ形で結成された団体である <https://twitter.com/gakuhihangaku>。4 月 24 日から「国による一律学費半額と、大学などへの予算措置を求めます」のネット署名を開始し、2020 年 9 月時点で約 2 万筆となっている chng.it/cw72mNLqN4。
 - 8) 立憲民主党 HP を確認しただけでも、「政治は私たちを見てますか?—アルバイト収入が途絶え、帰省もできないコロナ危機で、声をあげ始めた学生たち」(2020.4.27 記事) https://cdp-japan.jp/report/20200427_2882、『「一律学費半額を求めるアクション」の学生らが水岡文科部会長に緊急要請」(2020.4.29 記事) https://cdp-japan.jp/news/20200429_2903 (一律学費半額を求めるアクション要請書、高等教育無償化プロジェクト FREE 提言・実態調査報告を含む)、『緊急わかもの会議』をオンラインで開催、新型コロナウイルス感染拡大が学生にどのような影響を与えているかヒアリング」(2020.5.7 記事) https://cdp-japan.jp/news/20200507_2930、『【政調審議会】『コロナ困窮学生支援法案』(略称)を提出することを了承」(2020.5.8 記事) https://cdp-japan.jp/news/20200507_2931、「コロナ禍で生活も学業も苦しい学生に、緊急支援を——『#つくろう学生支援法』野党合同ウェブヒアリング リポート」(2020.5.11 記事) https://cdp-japan.jp/report/20200510_2938、などが確認できる。他に、国民民主党 HP の「コロナ困窮学生支援法案提出『アフター・コロナからの再起動の原動力となる学生たちを直接支える、早く届ける』」(2020.5.11 記事) <https://www.dpf.or.jp/article/202900> 等も参照。
 - 9) 衆法 14、5.11 衆議院議案受理、6.16 文部科学委員会付託・閉会中審査、9.16 文部科学委員会付託。同法案の審議経過 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DCF526.htm・提出時法律案 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20105014.htm・要綱 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/youkou/g20105014.htm については衆議院 HP の議案情報を参照した。当初は、日本維新の会へも共同提案が呼び掛けられていた(日本経済新聞電子版 2020.5.7 付「野党、学生支援法案を了承 授業料半額、一時金も」<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ058827730X00C20A5PP8000/>)。
 - 10) コロナ困窮学生支援法案チラシ「学生の皆さんを支援します!」立憲民主党 https://cdp-japan.jp/news/20200510_2939、国民民主党 <https://www.dpf.or.jp/article/202900> など。
 - 11) 公明党「困窮学生に 10 万円給付/公明 学業断念防止へ提言/文科相『早急に対応』と表明/約 50 万人(大学院生も含む)、予備費を活用」(2020.5.9 記事) <https://www.komei.or.jp/komeinews/p90613/>。なお、この「10 万円給付」案は 1 週間前の 5 月 1 日文科大臣協議ではまだ出てきていない(公明党「学業断念 必ず防ぐ/学生支援強化へ文科相と協議/党部会と青年委など」(2020.5.2 記事) <https://www.komei.or.jp/komeinews/p87942/>)。5 月初旬の 10 日間に、緊急の個人給付へと何らかの転換があったとみてよい。
 - 12) 日本経済新聞電子版 2020.5.11 付「自民 PT、困窮学生に 10 万~20 万円支給案」<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ058957790R10C20A5PP8000/>、朝日新聞デジタル 2020.5.12 付「困窮学生に 10 万~20 万円給付、自民が政府に緊急提案」<https://digital.asahi.com/articles/ASN5D42YNN5DUTFK008.html>。なお以下のように、5 月に入って青年局が関連の活動を開始している(「青年局ニュース 大学生有志から新型コロナウイルス対策における学生支援策について要望を受領」(2020.5.1 記事) <https://youth.jimin.jp/news/200134.html>、「青年局ニュース 新型コロナウイルスにともなう学生支援策について全国の学生部員とオンライン意見交換会を開催」(2020.5.12 記事) <https://youth.jimin.jp/news/200151.html>、「青年局ニュース 岸田文雄政調会長に『新型コロナウイルス対策における学生向け支援策』について申し入れ」(2020.5.13 記事) <https://youth.jimin.jp/news/200152.html>、「青年局ニュース 渡海紀三朗学生支援 PT 座長、青山周平文部科学大臣政務官に『新型コロナウイルス対策における学生向け支援策』について申し入れ」(2020.5.14 記事) <https://youth.jimin.jp/news/200155.html>、など)。5 月 13 日に申し入れた「新型コロナウイルス対策における学生向け支援策」https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/youth/news/200152_1.pdf の柱は、①高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金についての周知の強化、②アルバイトの減収等により修学が困難となる学生への支援、③授業料の減免を行う大学に対する支援の強化、④遠隔授業の環境の整備、⑤その他(著作権法の特例、オンラインでの採用活動、資格取得のための実習実施困難への救済措置)の 5 項目であった。
 - 13) NHK NEWS WEB 2020.5.14 付「政府 学生への支援で 10 万円と 20 万円の給付案 新型コロナ」<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200514/k10012430391000.html>、日本経済新聞電子版 2020.5.19 付「困窮学生に最大 20 万円給付、閣議決定 43 万人対象」<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ059275740>

Z10C20A5MM0000/

- 14) 文部科学省高等教育局学生・留学生課、同総合教育政策局生涯学習推進課 2020.5.19 事務連絡「学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）について（依頼）」https://www.mext.go.jp/content/20200520-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf、萩生田文科大臣会見「「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の創設決定について」（2020.5.19）動画 https://www.youtube.com/watch?v=S7Y3Zw_2wuY、など。
- 15) 文部科学省「「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』～学びの継続給付金～」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html、
- 16) 文部科学省「令和2年度文部科学省第2次補正予算（案）事業別資料集」https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kaikesou01-100014477-000-2.pdf。
- 17) NHK NEWS WEB 2020.6.17 付「国会 野党側要請の会期延長否決 閉会中審査開催で合意」<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200617/k10012473531000.html>。
- 18) 文部科学省高等教育局学生・留学生課、同総合教育政策局生涯学習推進課 2020.5.29 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する『学生の“学びの支援”緊急パッケージ』の公表及び相談対応等における留意点について（依頼）」https://www.mext.go.jp/content/20200601-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf、文部科学省「学生の“学びの支援”緊急パッケージ概要」https://www.mext.go.jp/content/20200529_mxt_gakushi_01_00006193_2.pdf。

Progress and Characteristics of the National Congress Deliberations on “Progressive Introduction of Free Education” (Forth Report): The 201st Session in 2020 WATANABE Akio*

Abstract

The progress and characteristics of the National Congress deliberations on "Progressive Introduction of Free Education" from the 190th in 2016 to the 200th in 2019 had already been clarified with my previous reports. This new fourth report deals with the deliberation at the 201st National Congress Session (2020.1.20-6.17). With the same methodology utilizing the Parliamentary Minutes Search System, the author researched articles by using search keywords of "free education" and/or "poor student". In the first half of the session, discussions were held regarding the enforcement of the Act on Support for Learning Higher Education (ASLHE), and in the latter half, discussions shifted to responding to sudden changes in family budget due to the COVID-19 pandemic and emergency support for needy students. As the difficulty and distress of students under the spread of COVID-19 became more serious, the initial framework of the ASLHE, which had to be limited to low-income small groups due to the budget within the consumption tax increase was questioned. The earnest views expressions and signature campaigns of students have resulted in expanding the scale and scope of support. The remaining research topics are to clarify the implementation status of the Emergency Student Support Handout for Continuing Studies after the session, and to consider the Diet deliberations of Republic of Korea for Japan-Korea comparative study.

Keywords

Act on Support for Learning Higher Education, COVID-19 Pandemic, Sudden Change in Family Budget, Poor Student, Student View Expression, Student Signature Campaign, Emergency Student Support Handout for Continuing Studies

* Osaka Seikei University, Faculty of Education (Short-Term Guest Professor)